

事 務 連 絡
平成 2 9 年 6 月 1 日

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

入札制度に係る規程の制定について（お知らせ）

公共調達に係る入札・契約については、公平性、透明性及び競争性等を確保して、適正かつ効率的な事務の執行を図ることが不可欠であることから、次のとおり入札制度の見直しを行うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 赤磐市建設工事及び物品購入、役務提供及び委託に係る予定価格の事前公表実施要綱の制定
 - (1) 目的
入札・契約手続きの透明性の一層の向上を図るため。
 - (2) 対象となる案件
競争入札に付す建設工事、物品購入、役務提供及び委託業務
事前公表を行うことが適当でないとし市長が認めるものは対象としません。
 - (3) 事前公表の方法
一般競争入札及び公募型指名競争入札・・・入札公告（掲示板及び市HP）
指名競争入札・・・指名通知
 - (4) 施行年月日
平成 2 9 年 7 月 1 日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知する業務について適用。
 - (5) その他
 - ・ 本要綱制定に伴い、赤磐市建設工事予定価格の事前公表実施要綱は廃止します。
 - ・ 建設工事の入札書に添付する内訳書は、従来は赤磐市建設工事予定価格の事前公表実施要綱に定める様式を使用していましたが、今後は入札案件ごとに様式を提示しますのでご注意ください。

2. 赤磐市物品購入、役務提供及び委託に係る公募型指名競争入札の試行に関する要綱の
制定

(1) 目的

物品購入、役務提供及び委託に係る競争入札において、より一層の競争性を確保し、
透明性、客観性、公平性の向上を図るため。

(2) 対象となる案件

業務の条件及び内容等を勘案して、市長が選定する業務。

(3) 手続き

別紙のとおり。

(4) 施行年月日

平成29年7月1日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知する業務につい
て適用。